

資料③

土砂災害防止法に関する国としての 今後の取り組み等について



国土交通省 水管理・国土保全局 砂防部

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

1 政策レビューを受けた取り組みについて

政策レビューにおける主な課題と今後の対応方針を受けた具体的な取り組み（1）

1. 基礎調査・区域指定

赤字：検討会における検討事項

政策レビュー結果（評価書）		実施状況	
主な課題	今後の対応方針	具体的な取り組み	実施時期
●都道府県における基礎調査実施のための予算確保	●地方負担の軽減に向けた取り組みの実施（基礎調査に対する交付税措置）	●対応済み （地方交付税の標準団体の単位費用算定において「土砂災害防止法に基づく基礎調査費等」として考慮）	●対応済み
●早期の区域指定に向けた基礎調査の実施方策等、指定が遅れている都道府県への対応	●関係都道府県から遅れている原因等を聴き取り	●政策レビュー等において実施 ●全国がけ崩れ対策協議会、ブロック別土砂法会議等を活用して、聴取	●H24.3 ●H24.5～継続中
	●区域指定にあたり市町村・住民の反対等がある場合の国の指定の考え方を提示	●国の考え方について、技術的助言として提示（検討会の助言等を踏まえ、今年度内に技術的助言として発出することを想定）	●H24年度内（予定）
	●原因分析に基づく具体的な助言（指定単位の適切な設定等）	●技術的助言（課長通知）を発出	●H24.4
	●先行している都道府県の取り組みに関する情報提供	●政策レビュー等において実施 ●全国がけ崩れ対策協議会で実施中	●H24.3 ●H24.5～継続中
	●法第4条に基づく基礎調査結果の国への報告	●政策レビュー等において実施 ●基礎調査及び区域指定の進捗について、国に定期的に報告（指定状況をホームページで公表）	●H24.3 ●継続中
	●法第28条に基づく国の緊急時の指示の運用	●必要に応じて検討	●必要に応じて実施
	●基礎調査、区域指定の実施状況等の定期的な公表（市町村単位）	●都道府県別に加え、市町村別の基礎調査数と指定区域数を追加公表（検討会の助言等を踏まえ、今年度末分から公表を想定）	●H25年度から（予定）

政策レビューにおける主な課題と今後の対応方針を受けた具体的な取り組み（2）

1. 基礎調査・区域指定（つづき）

赤字：検討会における検討事項

政策レビュー結果（評価書）		実施状況	
主な課題	今後の対応方針	具体的な取り組み	実施時期
●2回目以降の基礎調査のあり方	●2回目以降の基礎調査に関する方針の提示	●国の考え方について、技術的助言として提示（検討会の助言等を踏まえ、今年度内に技術的助言として発出することを想定）	●H24年度内（予定）

2. 警戒避難体制

政策レビュー結果（評価書）		実施状況	
主な課題	今後の対応方針	具体的な取り組み	実施時期
●地域防災計画への避難勧告の発令基準等の反映	●都道府県・市町村の警戒避難関係部局の連携を要請する通知を関係省庁と発出	●厚生労働省と連携し通知を発出	●H24.12
	●警戒避難体制の整備に関して取り組むべき内容について国や都道府県から市町村へ周知、取り組み状況に関する国、都道府県、市町村間の情報の共有	●技術的助言（課長通知）を発出（これまでも通知を発出済）	●H24.4
	●避難勧告発令基準等の設定に関する市町村への技術的助言等の支援を継続	●技術的助言（課長通知）を発出（これまでも通知を発出済）	●H24.4

政策レビューにおける主な課題と今後の対応方針を受けた具体的な取り組み（3）

2. 警戒避難体制（つづき）

赤字：検討会における検討事項

政策レビュー結果（評価書）		実施状況	
主な課題	今後の対応方針	具体的な取り組み	実施時期
●土砂災害ハザードマップの作成・公表の推進	●ハザードマップ作成等について国や都道府県から市町村への周知、取り組み状況に関する国、都道府県、市町村間の情報の共有	●技術的助言（課長通知）を発出（これまでも通知を発出済）	●H24.4
	●ハザードマップ作成等に関する市町村への技術的助言等の支援	●技術的助言（課長通知）を発出（これまでも通知を発出済）	●H24.4
	●ハザードマップ作成に係る交付金制度の周知	●事務連絡（課長補佐通知）を発出	●H24.4
	●ハザードマップ作成に係る交付金の活用事例の紹介	●全国がけ崩れ対策協議会で事例収集、情報共有を実施	●H24.5～継続中

3. 移転支援

政策レビュー結果（評価書）		実施状況	
主な課題	今後の対応方針	具体的な取り組み	実施時期
●移転支援制度の周知	●住民説明用の分かりやすい資料の作成	●全国がけ崩れ対策協議会で事例収集、情報共有を実施	●H24.5～継続中
	●住民説明会の場等を通じた移転支援制度の周知浸透等	●全国がけ崩れ対策協議会で事例収集、情報共有を実施	●H24.5～継続中
●移転勧告の適切な運用	●移転勧告に関する国の考え方について提示	●国の考え方について、技術的助言として提示（検討会の助言等を踏まえ、今年度内に技術的助言として発出することを想定）	●H24年度内（予定）

区域指定に対する反対意見への対応に関する基本的な考え方（案）

課題

- 市町村、住民等からの反対意見により、区域指定が滞る場合がある
- 反対等がある場合の、国としての指定に係る基本的な考え方を示す必要

対応

- ① 住民、市町村からの反対意見への対応に関する基本的な考え方
 - 土砂災害防止法の主旨、目的について、理解、認識を得る必要
 - 住民説明会や、市町村職員、市町村長との協議等において、以下の項目を粘り強く説明
 - ・土地の危険性、状況を住民に周知、認識頂き、土砂災害からの避難を促すことを目的としていること
 - ・指定により、関係自治体に警戒避難体制の整備等、住民の安全確保を図る法的義務が生じること
 - ・指定の遅れにより、土地の危険性を知らないままに土地の売買等が行われ、新たな土地所有者や住民が生じ、土地の危険性を知らないままに土砂災害の被害に遭うおそれがあること
 - ・指定により土地の危険性や状況が変化するものではないこと
 - ・地区全体の課題と認識するため、調査、指定等は地区等のまとまった単位で行う必要があること
- ② 住民・市町村からの意見に対応するため、指定に時間を要する場合等
 - 指定に時間を要する場合、以下の取り組みを実施
 - ・指定への理解を得るため、基礎調査結果の住民及び市町村への説明を継続して実施
 - ・住民の安全確保のため、市町村と連携し基礎調査の終了後速やかに住民に対して結果を説明するとともに、市町村に対しては、指定前から警戒避難体制の整備や開発行為の抑制に資する取り組みの準備を始めるよう働きかける。
 - ・土砂法の指定前から基礎調査の結果の情報が得られるよう、基礎調査の結果を確認することが出来る体制を整備（県の出先事務所等での確認手段の確保等）
 - ・都道府県による安全確保の取り組みを示すため、指定に向けた県等の取り組み状況の確認手段を確保 等

成果

- 市町村、住民の理解を得て、基礎調査、区域指定の進捗に向けた協力が得られる
- 警戒区域等の指定、警戒避難体制の整備等を通じ、住民の安全確保が図られる

市町村別の基礎調査・区域指定数等の公表の考え方（案）

課題

- 土砂災害防止法に係る取り組みの進捗状況について、住民が把握、認識する必要
- 土砂災害危険箇所数に対する警戒区域の指定数が50%を超え、進捗状況を詳細に公表する必要

対応

市町村別の基礎調査数、警戒区域等指定数の公表

- 都道府県別に加え、市町村別を公表
- 警戒区域等指定数に加え、基礎調査完了区域数を公表
- 公表は年二回（9月末（上半期）現在、翌年3月末（下半期）現在）
- 進捗の目安として、市町村別土砂災害危険箇所数も併せて公表
- 国土交通省HP上での全市町村公表や、各都道府県HPと国土交通省HPとの相互リンク、等を検討
- 基礎調査及び区域指定の完了状況等を公表
- 注釈を明記（語句、名称の定義等を説明）

成果

- 土砂災害防止法に係る都道府県及び市町村の取り組みの進捗状況について、住民が客観的に認識できる
- 土砂災害防止法に係る取り組みを把握することにより、住民が土砂災害対策の必要性を再認識できる

2回目以降の基礎調査に関する基本的な考え方（案）

課題

- 1回目の警戒区域等の指定が完了した県において、2回目以降の基礎調査が開始
- 2回目以降の基礎調査について、国の考え方を示す必要

対応

① 調査対象地域・区域

- 1回目の基礎調査の対象外の地域
- 土砂災害警戒区域、特別警戒区域のうち、都道府県以外により対策施設が整備された区域、災害発生や開発等により地形等の諸条件に変化が生じた区域、基盤図等の作成を含め再調査が必要と考えられる区域
- 土砂災害警戒区域、特別警戒区域以外で、災害発生や開発等により地形等の諸条件に変化が生じた地域
- 土砂災害防止対策基本指針の変更（H18.9.25）により追加された警戒避難体制に関する事項について、調査されていない区域

② 手順

- 概略調査や警戒区域等の管理により、社会状況の変化等を把握し、調査対象地域・区域を抽出する
- 都道府県の基礎調査マニュアルに定められた調査を行う
- 過去の基礎調査結果、基礎調査以外の調査結果や保有する情報の活用を図る
- 基礎調査結果を踏まえ、区域指定の解除等、所定の手続きを行う

成果

- 警戒区域等の指定後の社会情勢等の変化を適切に反映
- 法律に定められた基礎調査及び区域指定を適切に実施

移転等の勧告に関する基本的な考え方（案）

課題

- 移転等の勧告の事例がない理由の一つとして、基準・考え方が示されていないことが考えられる
- 移転等の勧告に関する国の考え方を示す必要

対応

① 勧告の実施

土砂災害が発生し、その後も土砂が斜面に残るなど再度災害のおそれがある場合や、避難勧告等の発令が継続している地域において、斜面の所有者、管理者等が土砂災害防止のための必要な措置を行わず、緊急工事の実施が困難な場合において、特別警戒区域内に存する人家の住民に対し、以下の勧告を検討する

- 人家の移転、除却
- 土砂災害防止施設の整備 等

② 情報共有

人家の移転、除却等に係る以下の支援制度や都道府県の取り組み事例について情報共有を図る

- 移転、除却等に係る支援制度と、支援制度の市町村・住民への説明・紹介事例
- 支援制度の活用事例
- 土地の取得のあっせん等の事例

成果

- 土砂災害特別警戒区域から安全な土地への移転等が実施され住民の安全確保が図られる
- 移転等に関する支援制度を周知することにより、区域指定に関する理解を得やすくなる

2 その他

- ①土砂災害が発生するおそれのある
区域を示す指標について

土砂災害が発生するおそれのある区域を示す指標について（案）

現状

- ・土砂災害危険箇所（平成10年度、14年度公表）と土砂災害警戒区域の2種類の指標が混在

目標

- ・将来的には、土砂災害警戒区域を指標に用いる
- ・これにより、基礎調査の結果を反映した最新の情報を提示・活用し、土砂災害及び警戒避難への関心を高める

課題と対応方針（案）

- ・基礎調査・区域指定の進捗が遅れている都道府県が見られる
→基礎調査・区域指定の進捗が図られるよう、引き続き都道府県を支援
- ・事業実施状況を示す指標（整備率）への影響を確認する必要がある
→基礎調査が完了する都道府県について、基礎調査完了区域数に基づく整備率を試算し検証する
- ・都道府県の土砂災害警戒区域に関するデータの整理を図る必要がある
→以下の項目を含むデータを整理するよう都道府県に依頼
土砂災害危険箇所の該当有無、保全対象、対策施設整備状況 等

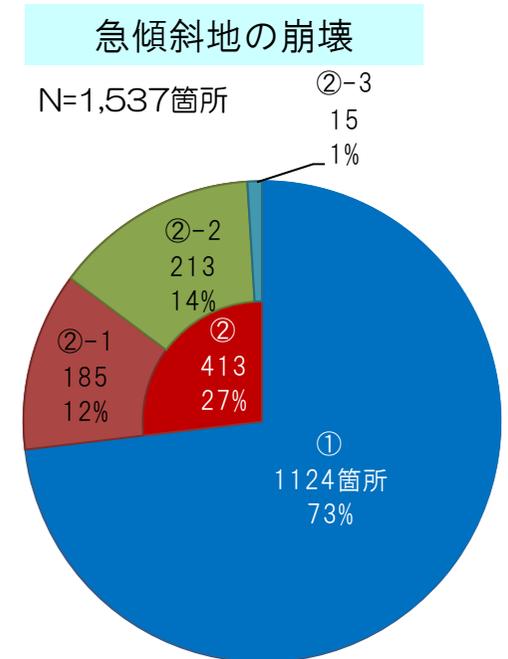
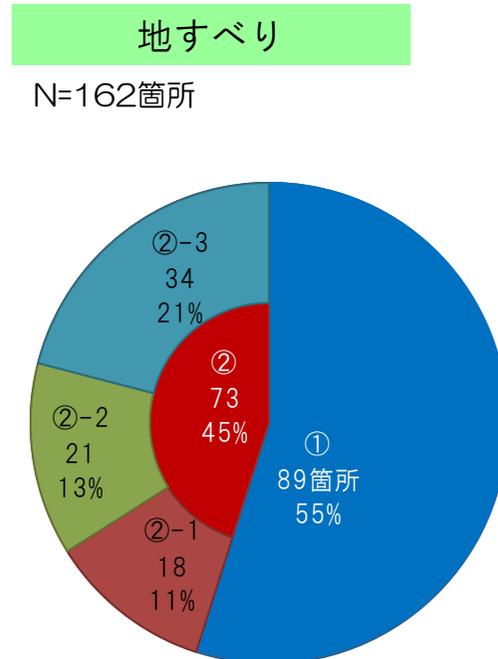
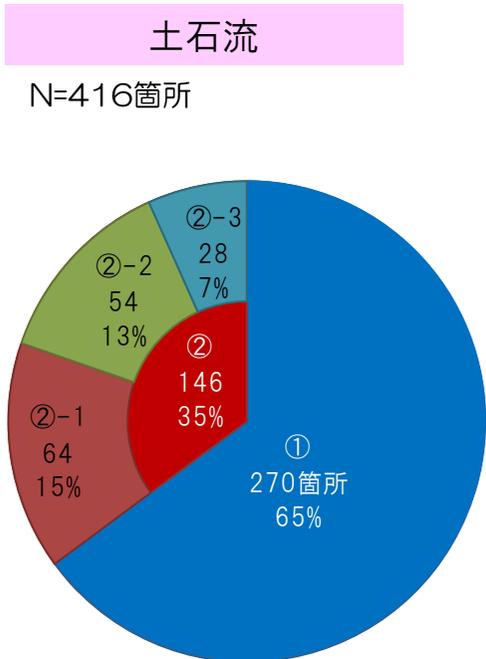
2 その他

②土砂災害発生箇所における
土砂災害警戒区域等の指定状況等について

土砂災害危険箇所の該当状況および非該当の理由

- ・ 災害発生箇所における土砂災害危険箇所の該当状況等を調査
 対象箇所：土砂災害により人的被害（負傷以上）または家屋、
 公共施設等の建物被害が発生した箇所（合計2,115箇所）
 対象期間：平成19年4月～平成24年9月
- ・ 土砂災害危険箇所に該当していたのは、
 発生箇所全体の約6～7割
- ・ 危険箇所に非該当の理由としては、
 「地形条件に該当せず」が多い

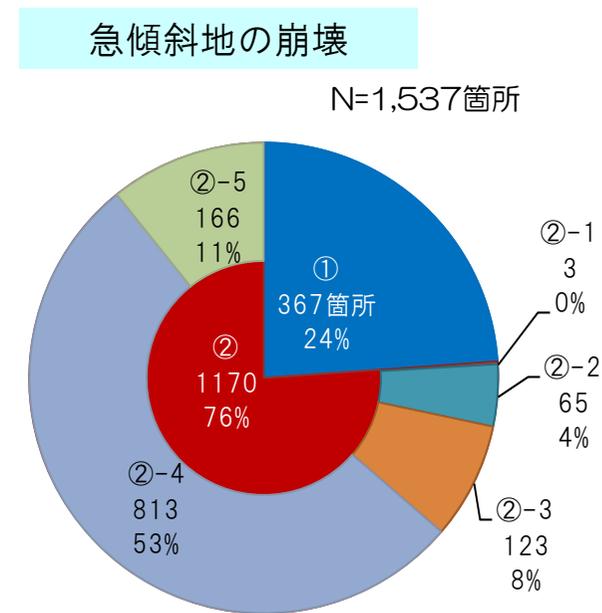
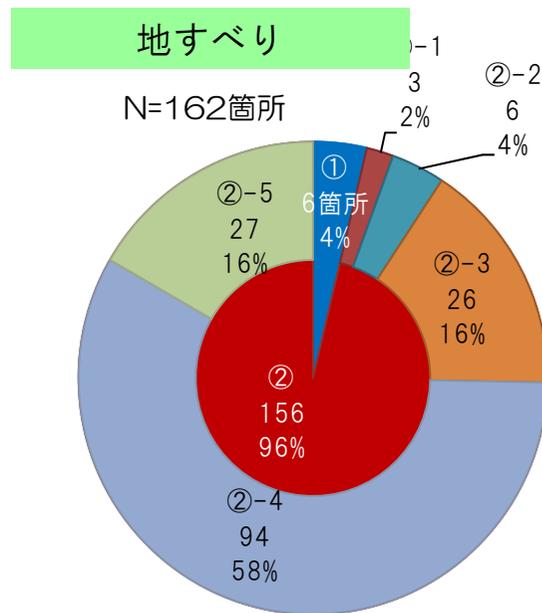
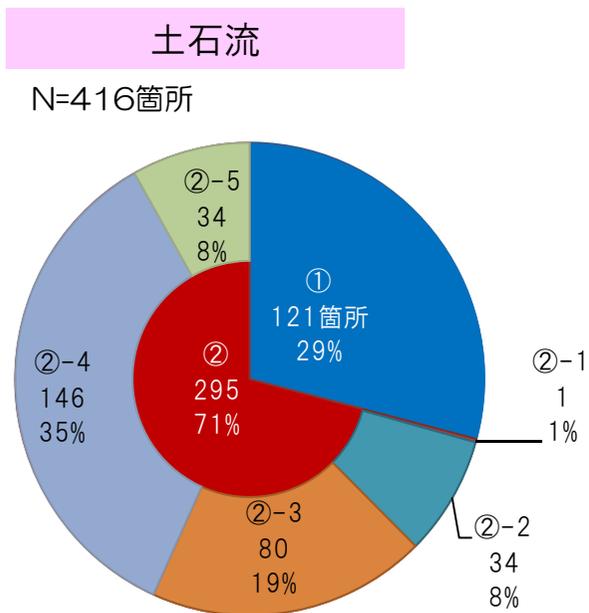
- ①土砂災害危険箇所該当
- ②土砂災害危険箇所非該当
 【非該当の理由】
 - ②-1 地形条件に該当せず
 - ②-2 調査の対象外
 - ②-3 その他・不明



土砂災害警戒区域の指定状況および未指定の理由

- ・ 災害発生箇所における土砂災害警戒区域の指定状況等を調査
 対象箇所：土砂災害により人的被害（負傷以上）または家屋、
 公共施設等の建物被害が発生した箇所（合計2,115箇所）
 対象期間：平成19年4月～平成24年9月
- ・ 災害発生時点で警戒区域に指定されていたのは、
 土石流、急傾斜地の崩壊で全体の約2～3割、地すべりで4%
- ・ 未指定だった理由としては、「基礎調査対象箇所だが調査前
 または調査中」「基礎調査の対象外」が多い

- ①土砂災害警戒区域指定済
- ②土砂災害警戒区域未指定
 【未指定の理由】
 - ②-1 基礎調査の結果、指定要件に該当せず
 - ②-2 指定の公示前
 - ②-3 基礎調査の対象外
 - ②-4 基礎調査対象箇所だが調査前または調査中
 - ②-5 その他・不明



→ 引き続き基礎調査・区域指定の促進に取り組むとともに、「基礎調査の対象外」とした理由等の分析を今後進め、適切に基礎調査が実施されるよう検討してまいりたい